

新潟市水道局水道管路施設情報利用要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、水道局が地理情報システムにより提供する水道管路施設情報（以下「管路情報」という。）の利用等に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用できる日時及び時間)

第2条 管路情報を利用できる日及び時間は、次の各号に掲げる休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、管路第2課長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長（以下「各所属長」という。）が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日まで

(利用者の遵守事項)

第3条 管路情報を利用する者（以下「利用者」という。）は、この要綱の定め及び係員の指示に従うとともに、地理情報システムの端末機器を丁寧に扱い、汚損し又は破損してはならない。

(利用場所)

第4条 管路情報は、所属長が定める場所で利用するものとする。

(利用の手続き)

第5条 利用者は、別に定める管路情報利用票に必要事項を記載しなければならない。

- 2 新潟市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が管路情報を利用する場合は、管路第1課長があらかじめ付与した暗証番号を入力しなければならない。この場合においては、当該指定業者について前項の規定は適用しない。

(印刷物の提供)

第6条 利用者は、必要最小限の範囲内において管路情報の印刷物の提供を求めることができる。この場合において、印刷部数は一情報につき一部とする。

- 2 印刷に要する費用は、当分の間無料とする。

(利用制限)

第7条 各所属長は、利用者の利用方法が他の利用者の支障となる恐れがある場合は、当該利用者の利用を制限することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、管路情報の利用等について必要な事項は各所属長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。